

平成 16 年 度

監 査 報 告

第 2 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 2 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

行 政 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

第 2 回定期監査結果報告	3 ページ
第 1 定期監査（事務関係）	5 ページ
（行政評価的な手法による監査を含む。）	
第 2 定期監査	18 ページ
（テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」）	
第 3 定期監査（工事関係）	30 ページ
第 2 回財政援助団体等監査結果報告	37 ページ
行政監査結果報告	51 ページ
（行政評価的な手法による監査を含む。）	
参考資料 1	
行政評価的な手法による監査結果	79 ページ
参考資料 2	
財政援助団体等監査の対象団体の概要	95 ページ

監査報告第1号
平成17年5月27日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	一 杉 哲 也
同	山 下 光
同	中 村 達 三
同	松 本 敏

平成16年度第2回定期監査、第2回財政
援助団体等監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次の
とおり提出します。

第 2 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

（行政評価的な手法による監査を含む。）

第 2 定期監査（テーマ監査「入札・契約制度及び
び検査事務の適正な運用」）

第 3 定期監査（工事関係）

第1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成15年4月1日から平成16年11月30日までに執行された財務に関する事務について、次の局、区及び事業本部を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した局及び事業本部

- ア 横浜プロモーション推進事業本部
- イ 財政局
- ウ 環境創造局
- エ 消防局
- オ 教育委員会事務局
- カ 選挙管理委員会事務局
- キ 人事委員会事務局
- ク 監査事務局
- ケ 市会事務局

(2) 財務に関する事務のうち、テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」について実施した局

- ア 水道局
- イ 交通局

(3) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局及び区

- ア 福祉局（社会福祉法人すみなす会及び社会福祉法人訪問の家）
- イ 経済局（横浜市場冷蔵株式会社、株式会社横浜インポートマート及び株式会社横浜アリーナ）
- ウ 都市整備局（株式会社横浜みなとみらい二十一）
- エ 水道局（横浜市水道局職員厚生会）
- オ 磯子区及び栄区（社会福祉法人訪問の家）
- カ 金沢区（社会福祉法人すみなす会）

(4) 行政評価的な手法による監査を実施した局

- ア 教育委員会事務局（図書館の管理運営事業）

なお、本監査結果では、平成17年4月に機構改革が行われたことから、監査対象であった下水道局及び都市計画局を環境創造局及び都市整備局と表記し、また、株式会社横浜アリーナの所管であった横浜プロモーション推進事業本部を経済局と表記している。

（以下、定期監査（テーマ監査・工事関係）及び財政援助団体等監査も同様）

2 監査の期間

平成16年12月20日から平成17年5月20日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局、区及び事業本部の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

なお、図書館の管理運営事業（教育委員会事務局）については、行政評価的な手法により、監査の観点（評価項目）として「 合規性・正確性・安全性、 事業適応性、 目標達成度、 経済性・効率性、 有効性、 特記項目（社会的公平性・公正性、市民との協働、市民満足度、財源確保度及び情報化）」を設定し、これに基づいて監査を実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした局、区及び事業本部の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務について改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

また、監査の期間中に、監査対象とした局、区及び事業本部が既に措置を講じたものについては「措置済事項」として措置内容を記載し、監査の結果に基づき必要があると認めたものについては「意見」として記載した（以下の監査においても同様）。

『財政局』

(1) 土地の一時貸付に伴う貸付料の減額について見直しを求めるもの（財政局）

財政局では、普通財産の効率的運用を図るため、当面利用予定のない土地の一時貸付を行っている。「横浜市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」によると、普通財産を貸し付けるに当たり、公共的団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するときなどは、無償又は時価より低い価額で貸し付けることができることとされている。

そこで、財団法人横浜市スポーツ振興事業団に貸し付けている南区の駐車場用地の

一時貸付についてみたところ、周辺における駐車場不足の解消を図ることを目的としているとのことから、貸付料を50%減額しているが、月ぎめ及び時間貸有料駐車場として、近隣と同程度の駐車料金で貸しており、当該駐車場についての平成15年度の利益は約870万円となっていたので、収支状況等の確認を行った上で、減額について見直されたい。

(2) 土地の貸付料について見直しを求めるもの（財政局）

財政局は、横浜シティ・エア・ターミナル株式会社（以下「YCAT」という。）からの申請を受け、昭和54年から神奈川区大野町の旧同社社屋用地約4,500㎡をYCATに貸し付けている。

そこで、当該土地の貸付契約をみたところ、「横浜市公有財産規則」に定める貸付料の平成16年度の基準額は月額819円/㎡とされているが、貸付けに当たりYCATの経営状況や公共性に配慮を求める旨の都市計画局（現 都市整備局）からの副申を受けていること及び継続的に土地を貸し付けていることを考慮し、また、最近の地価下落傾向もあるため、結果として平成11年度から貸付料を据え置いたまま月額321円/㎡としている。

しかし、この土地においてYCATは、バスの待機場、月ぎめ・時間貸駐車場、旧社屋を利用したテナント貸しなどを行い、平成16年度上半期においては当該土地の貸付け等により約1,700万円の営業利益を計上していること、YCATが5期連続で経常利益を計上し、累積欠損が少額であることなどを踏まえ、貸付料が適正なものとなるよう見直されたい。

(3) 公有財産台帳の台帳価格について適切な登録を求めるもの（財政局）

「横浜市公有財産規則」によると、各局区長はその所管に属する公有財産について公有財産台帳を備え、財政局長は公有財産の総括に関する事務を行うための台帳を備えることとされている。また、公有財産を新たに台帳に登録するに際しては、その価格は、購入については購入価格、交換については交換時の評定価格などによることとされており、その他の場合は、土地については類地の時価を考慮して算定した金額、建物については建築費などによるとされている。

そこで、財政局が備えている公有財産台帳についてみたところ、土地約3,850ha（約6,300件）及び建物約840万㎡（約2,300件）のうち、土地約1,480ha（約3,500件）及び建物約20万㎡（約210件）について、開発に伴う提供地などで取得価格が分からないことや、寄附された財産であることなどを理由として、台帳価格が0円で登録されていた。

公有財産台帳は、面積などの数量のみでなく、価格を含め、財産の所有状況を把握

するための基本的な台帳であるので、価格を算定できない場合を明らかにした上で、それ以外は台帳価格を適切に登録するよう改められたい。

『環境創造局』

(4) 水再生センター及びポンプ場における、通勤者及び要員宿舎入居者の駐車場使用について改善を求めるもの（環境創造局）

水再生センター及びポンプ場（以下「水再生センター等」という。）に勤務する職員の通勤時における自家用車の使用状況についてみたところ、水再生センター等が交通の不便なところに位置している等との理由から、平成16年9月現在、自家用車による通勤者は水再生センター等に勤務する職員の4割近くとなっており、無料で敷地内に駐車することを認めていた。また、故障、大雨、地震など一定の基準に基づき、夜間や休日に水再生センター等に出動することとなっている要員宿舎の入居者についても、無料で敷地内の駐車場を使用することを認めていた。

通勤者については、やむを得ない場合に限り敷地内に駐車することを認めるとともに、適正な許可手続を行い、応分の負担を求めるよう改められたい。

また、要員宿舎の入居者については、敷地内の駐車場を使用する際に使用承認手続を行っているが、応分の負担を求めるよう改められたい。

（意見）

本市における地球温暖化対策などを主導的に推進する局として、環境負荷を低減する観点から、自家用車による通勤については真にやむを得ない場合に限り認めるとともに、公共交通機関の利用促進に向け、積極的に関係局に働きかけを行われたい。

(5) 一般会計からの繰入金について精算の検討を求めるもの（環境創造局）

（意見）

下水道事業に係る経費については、いわゆる「雨水公費・汚水私費」の原則から、雨水処理費など公費（一般会計からの繰入金）で負担する経費と、汚水処理費など私費（下水道使用料など）で負担する経費とに分けられる。

そこで、公費負担分に相当する平成16年度の一般会計からの繰入金についてみたところ、総務省の定めた繰出基準に基づく積算額として、約644億円が予算計上されていたが、雨水処理費には年間降水量等の変動要因があり、予算額と決算額には差異が生じるため、決算額の確定後に精算を行う必要があると考えられる。また、他都市において既に精算が行われている事例もある。

については、関係局と調整の上、精算に係る考え方や方法等を早急に検討し、適正な精算が行えるよう努められたい。

《措置済事項》

- (6) 無線電話設備の保守点検業務委託について効率的かつ効果的な執行を求めるもの
(環境創造局)

大雨時の対応などに際して円滑な通信の確保を図るため、水再生センターや土木事務所に下水道事業用無線電話設備（基地局4台、移動局94台）を配置しており、年2回の定期点検を委託により実施している。

そこで、平成15年度の定期点検の履行状況等についてみたところ、委託仕様書によれば、基地局については、年2回の定期点検に加えて、さらに点検項目を追加した精密点検を年2回行うこととされていたが、実際の定期点検は8月と1月、精密点検は9月と2月に実施されていた。

については、定期点検の実施時期を大雨等の降雨災害の増加が予想される梅雨や台風などの時期以前に設定するとともに、点検の実施時期を調整するなど、より効率的かつ効果的な点検となるよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

環境創造局では、これまでの点検実績により無線機の性能が安定していることから、平成17年度から基地局の点検回数を8月と2月の年2回に改めた。

『教育委員会事務局』

- (7) 貸与金の債権管理について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、「横浜市奨学条例」に基づき、経済的理由により大学及び高等学校の就学が困難な者に対し、大学奨学金及び高等学校入学資金を無利子で貸与しており、貸与を受けた者は、貸与額を年賦均等償還等の方法により返還しなければならないこととなっている。

そこで、平成15年度の貸与金の返還状況をみたところ、大学奨学金の返還率は約68%、高等学校入学資金の返還率は約44%にとどまっており、約937万円の未収額が発生していた。

この貸与金の債権管理において、次のような状況が見受けられたので、滞納者の経済状況等を十分把握した上で、適正な債権管理を行い、貸与金の回収に努められたい。

ア 督促状送付のほかに、電話等による返還の催告を年に1回しか行っておらず、その内容についても、個人別債権管理簿に直接記録されていないものがあるなど、債権管理が十分でないこと

イ 滞納者が電話等で貸与金の返還を承諾したときは、納入通知書を再送しているが、それでも支払がない場合について、滞納者から支払を確約する文書の提出を求めるなど具体的な債権保全の措置を講じていないこと

ウ 連帯保証人に対して貸与金の返還請求を行っておらず、滞納者本人の所在が不明

でない限り連帯保証人等には連絡等を行っていないこと

(8) 市立学校用地の目的外使用料について徴収するよう求めるもの

(教育委員会事務局)

教育委員会事務局では、市立学校施設の目的外使用について、「横浜市立学校施設使用規則」(以下「使用規則」という。)に基づき、普通使用(市民及び市内の団体がスポーツ、レクリエーション、講習会、展示会及びその他の会場として学校施設を使用する場合)と特別使用(普通使用以外の目的で学校施設を使用する場合)に区分して許可手続を定めており、このうち、特別使用に係る使用料については、使用規則によると、「横浜市公有財産規則」の規定を準用するものとされている。

平成14年度第1回定期監査において、市立学校施設の使用料徴収について、昭和45年に事務取扱の内部基準として「横浜市立学校施設使用規則の運用について」(以下「運用基準」という。)を制定し、「特別使用の使用料は横浜市公有財産規則を準用して別に定めるまで当分の間免除する」としたまま、使用料を徴収していないことを指摘した。その後、自動販売機及び電話機の設置許可については、使用料を徴収するよう改善されたが、その他の特別使用許可については免除を継続している。

今回の定期監査において、学校用地の使用許可をみたところ、電柱・電線の設置等のための特別使用許可が429件あったが、すべて使用料を免除していたので、運用基準を見直し、使用料を徴収するよう改められたい。

(9) 委託契約について、補助方式への変更の検討を求めるもの(教育委員会事務局)

教育委員会事務局では、地域全体で子どもたちの成長に役立つ情報を共有できるようにするため「PTA・学校紹介ハンドブック」の作成業務を、市内の小学校PTA(353団体)のうち、作成・配布を希望するPTA(平成15年度は9団体、16年度は14団体)に委託し、平成15年度は600部から5,000部作成されていた。

この委託契約は、各PTA当たり15万円の委託料を支払う確定契約となっていて、作成物は原則として学区内の全世帯に配布するとされているが、当該ハンドブックの作成業務については、PTAの自主的、主体的な活動を重視するという観点から、委託方式から補助方式への変更を検討されたい。

(10) 小中学校等の学校警備委託について委託内容の改善の検討を求めるもの

(教育委員会事務局)

施設管理課では、市立小・中・盲・ろう・養護学校の施設等の安全を期するため、夜間、休業日等の警備業務を委託により実施している。

主な委託内容は、警報機器の設置による夜間等の機械警備であるが、併せて、警備

担当員による業務として、校長の指定する時間帯において、夕方（おおむね午後4時から8時の間）は、警報機器の作動開始、校舎の巡回点検、教室等の施錠などを、また、朝は、警報機器の作動終了及び校舎の巡回を行うこととされている。

そこで、各学校における業務の履行状況をみたところ、一人の警備担当員が担当する学校が1校から5校と幅があることなどから、夕方の1回の巡回時間が、10分から1時間30分までと大きな差が見受けられた。また、朝の巡回時間についても、同様の差が見受けられた。

また、平日の午後4時台の時間帯を指定した学校については、児童・生徒の放課後活動や、教職員が在校中であるため、警報機器の設定は行っていない状況であった。

については、より適切な警備となるよう巡回時間帯を指定するとともに、巡回内容の周知徹底を図りたい。

(11) 使用料の減免について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局の所管施設における使用料の減免についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、使用料を減免する際には、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性や減免率を決定するよう改められたい。

ア 横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館において、財団法人横浜市ふるさと歴史財団に対して、ミュージアムショップとして使用するため目的外使用許可しているが、収支状況を把握せず、公共性が高く市民利益に還元されることを理由として使用料等を全額免除していたもの

イ 横浜国際プールにおいて、財団法人横浜市スポーツ振興事業団に対して、第2駐車場をアウトドアテニスコート等として使用するため目的外使用許可しており、使用料については、一般市民への利用促進に繋がり公共性が高いことを理由として全額免除しているが、アウトドアテニスコート等は、平成15年度に約570万円の利益を得ていたもの

(12) 価格調整等準備資金の精算時における報告内容の充実について検討を求めるもの

（教育委員会事務局）

財団法人横浜市学校給食会（以下「給食会」という。）は、給食実施校(363校)から依頼を受け、給食物資の共同購入事業を行っており、学校単位で各月ごとに給食用物資購入代金（以下「給食用代金」という。）を受領している。

給食会では、「横浜市学校給食用物資購入及び学校給食費取扱要綱」に基づき、物価変動による給食物資購入価格への影響の回避や、一時的な資金不足への対応等の目的で、価格調整等準備資金（以下「準備資金」という。）の積立てを行い、平成15年度末現在の残高は約4億円となっている。

そこで、給食用代金の精算状況をみたところ、精算金額の総額は報告されていたが、物資購入代金と準備資金への積立額の内訳が示されていなかった。

については、準備資金の原資は保護者から徴収した給食用代金であるので、局においては、精算の際にその積立額を示すなど、より一層報告内容の充実を図るよう指導されたい。

(13) 学校医等の執務記録簿の適正な記載などを求めるもの（教育委員会事務局）

「学校保健法」によると、学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）を置き、保健管理の専門的事項に関する技術及び指導に従事することとされている。

教育委員会事務局では、市立学校（小学校・中学校・高等学校・養護学校等）に学校医等を配置し、報酬として基準額（平成15年度、内科医353,200円、眼科医及び耳鼻咽喉科医190,700円など）と学校の児童・生徒数に応じた金額（241円×児童数）を加算した額を支出している（平成15年度、総支出額約9億円）。

そこで、各学校で保管されている学校医等の執務記録簿についてみたところ、記録様式が規定されているにもかかわらず、実績の記載がなく、出勤日や業務内容が確認できないものが見受けられた。また、健康診断のみ実施しているものやその他行事に複数回参加しているものなど、執務内容及び回数が異なっていた。

については、各学校においては、執務記録簿を適正に記載・保管するとともに、局においては、各学校医等の執務状況を的確に把握し、各学校が学校医等との連携を一層図るよう指導・調整に努められたい。

(14) 学校開放事業の委託事務について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局では、学校ごとに設置されている学校開放運営委員会（以下「委員会」という。）に、学校開放事業に係る校庭・体育館、図書室及び音楽室等特別教室などの管理・運営を委託し、事務費及び管理指導員の報償費として委託料（平成15年度本市全体で約3億5,000万円）を支出している。

そこで、同事業の委託事務についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 校庭に夜間照明設備が設置されている学校については、利用者が設備を使用する場合、委員会は、照明代等として利用者から30分当たり500円を徴収しているが、局では夜間照明設備の利用者や負担金額の報告様式及び領収書様式等を定めておらず、利用金額に関する内容確認を行っていないため、納入された照明代等が適正額であるか確認できない状況にあったので、適正な確認を行うよう改められたい。

また、局では、委員会が徴収した照明代等500円のうち、本市への納入は350円とし、残りの150円については、委員会の諸経費に充てるための協力費として委員会

の収入としていたが、協力費を徴収すること及びその用途が利用者に十分示されていないこと、また、当該利用の場合のみ協力費を徴収する理由が乏しいことから、協力費の取扱いについて改善されたい。

イ 各委員会に対し交付されている消耗品費等事務に関する経費（平成17年度は校庭・体育館の開放に対して年額20万4,000円、図書室の開放に対して年額41万8,000円等）について、委員会からの精算報告は金額のみとなっており、用途が明記されておらず、支出内容の適正性が確認できなかったため、経費の用途報告を求めるよう改められたい。

（意見）

学校開放については、平成17年度に自主管理方式を一部導入してきたところであるが、学校の教職員が委員会の事務を事実上行っている事例も見受けられたことから、利用者を中心とした地域住民の協力等による運営を一層推進されたい。

《措置済事項》

(15) 資金前渡による支払事務について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

市立学校では、学校経営推進費等の執行方法として、必要に応じて資金前渡により、資金（以下「前渡金」という。）を学校長に支払う取扱いを行っているが、監査対象とした9校中1校において次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

ア 前渡金の口座からの払出しが遅れたことなどから、公金以外の資金で支出していたもの

イ 前渡金による謝金の支出に対する源泉徴収額の納付期限は、源泉徴収した日の翌月10日までに納付しなければならないとされているが、1～2か月遅れていたもの

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局では、前渡金については執行手続の遅れ等がないよう、平成17年5月に各課及び各学校へ通知し、周知徹底を行った。

『市会事務局』

(16) 政務調査費について、収支の透明性の検討を求めるもの（市会事務局）

（意見）

「横浜市会政務調査費の交付に関する条例」及び「同施行規則」によると、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は年度終了後、毎年4月30日までに議長に収支報告書を提出し、議長はその写しを市長に送付するものとされている。

そこで、条例により、市会事務局に送付されている各会派の収支報告書の写しをみたところ、会場費、資料費などの記載はあったが、具体的な内容の記載がないため支

出が適切かどうかについて確認をすることができなかつたので、会派における調査活動の独自性に十分に配慮した上で、透明性をより向上させる方法について検討されたい。

< 行政評価的な手法による監査 >

1 図書館の管理運営事業（教育委員会事務局）

(1) 図書館サービスについて目標設定などを求めるもの

市立図書館では、中央図書館及び地域図書館（西区を除く各区にある図書館）で、図書等の閲覧や貸出しなどのサービスを行っているが、図書館サービスについて、目標設定などは行われていない状況にある。

図書館法第18条に基づく、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年7月文部科学大臣告示）によると、「公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない」とされ、また、「公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、・・・「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない」とされている。

については、厳しい財政状況も考慮した上で、適切な目標を設定し、その達成状況について点検及び評価を行い、図書館サービスの向上に努められたい。

(2) 適切な図書の貸出し・返却手続等が行われるよう改善を求めるもの

市立図書館では、図書の貸出しについては、貸出日の翌日から2週間、1人6冊までとされている。

しかし、貸出期限内に返却されない図書が多数あり、はがきによる督促が年間約14万件に上っている。「横浜市立図書館規則」では、「貸出期間経過後なお、図書館資料を返納しないとき」は、「一定の期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる」としているが、図書の貸出停止や登録取消を行っていない状況であった。

また、貸出手続を行わずに、館外に図書を持ち出していると思われるものもあり、約368万冊の蔵書のうち、平成17年3月末現在で、約11万冊が所在不明となっていた。さらに、雑誌の切り抜きや図書への書き込みなどによる汚損被害も見られた。

これらは、他の利用者への迷惑行為になることはもとより、図書館の運営経費の増大にもつながる問題であると考えられる。

については、適正な図書館利用について、利用者への啓発を一層推進するとともに、返却遅延があった場合には、特別な事情がない限り、新たな図書の貸出しや予約を停止するなど、より実効性のある対応を図られたい。

なお、一部の図書館では、図書貸出受付カウンター前を通らずに館外に出ることができる配置となっており、このような図書館では、蔵書数に対する不明図書数の割合が高い傾向がみられたので、適切な利用者動線、受付カウンターの位置、受付カウ

ターへの案内・誘導を適切に行うための表示方法などについても検討されたい。

(3) 効果的な図書館PRの実施を求めるもの

市立図書館では、図書等の閲覧や貸出サービスのほかに、視覚障害のある方への対面朗読サービスなどの障害者サービス、「おはなし会」などの児童サービス、そのほかに講演会、特別展示会なども行っている。

中央図書館や地域図書館においては、新刊図書情報、図書館での開催行事などについて館内でのポスター掲示やチラシ配布等による広報活動を行っており、開催行事の実施の様子などを館内報に掲載している図書館もあるが、館外でのPRが一部の図書館を除き行われておらず、図書館で実施している各種のサービスが市民に十分周知されていない状況が見受けられた。

については、各区の地区センター等の市民利用施設などと連携し、図書館の各種情報の掲示やチラシの配布を行うなど、効果的なPRの工夫を図られたい。

また、現在、ホームページを開設しているのは中央図書館を含め4館のみであるので、全館でのホームページの開設を推進されたい。

(4) 他の図書館等との連携強化やIT活用の推進を求めるもの

市立図書館では、約368万冊の蔵書があり、これは政令市の中で最も多いが、住民一人当たりの蔵書数でみると、約1.1冊と政令市の中で最も低くなっている。

厳しい財政状況の中で、図書館サービスの向上を図るためには、他の図書館等との連携が一つの有効な手段と考えられるが、現在、国立国会図書館、神奈川県立図書館ほか県内の公立図書館等と図書の相互貸借などの連携が行われているものの、横浜市立大学図書館や地区センター等の市民利用施設との図書の相互貸借は行われていない。

については、これらの施設との具体的な連携方法を検討し、利用可能な蔵書数の拡大を図られたい。

また、IT（情報通信技術）を活用した図書館サービスの充実が今後ますます重要となることから、平成17年度中に図書貸出のインターネット予約サービスを開始することになっているが、当該サービスのシステム開発は平成16年度中に完了しており、市民からの要望も多いことから、早急に実施体制を整備し、サービスを開始されたい。

(5) 図書館業務についてボランティアの活動機会の拡充等を求めるもの

市立図書館におけるボランティアの活用状況についてみたところ、視覚障害者を対象とした対面朗読（18館中4館は朗読実績なし）と児童を対象とした「おはなし会」

の一部（18館中4館で実施）について、ボランティアの活用が図られているのみであった。

図書館業務には地域図書館のホームページ作成や広報活動など、ボランティア活動が可能な業務があり、また、本市には必要な技術・技能などを有し、人々の役に立ちたいと考えている市民が多数いると思われるので、図書館業務全般について広くボランティアに活動機会を提供し、必要に応じてボランティアの育成・支援にも努められたい。

なお、既に実施している視覚障害者・児童を対象としたサービスについても一層のPR等を行い、ボランティアの活動機会の拡充に努められたい。

(6) 移動図書館のあり方について検討を求めるもの

（意見）

市立図書館では、中央図書館及び17の地域図書館をサービス拠点施設として、図書の貸出サービス等を行うとともに、図書館施設を利用しにくい地区等の住民を対象に移動図書館車2台による出張図書貸出サービスを行っている。

移動図書館については昭和45年に開始したものであるが、当時は市内に1館のみであった図書館は現在18館となり、交通事情も当時に比べ格段の改善が図られている。また、市民により身近で利用しやすいサービスを提供する観点から、市立図書館の図書を地区センターやコンビニエンス・ストアで貸出し・返却できるようにするなどサービス拠点の拡充についても検討を進めているところである。

については、このような状況の変化を踏まえ、要支援者等を含む現行の利用者への対応にも配慮しながら、移動図書館の今後のあり方について検討されたい。

(7) 市民意見を反映した図書館運営等について検討を求めるもの

（意見）

市立図書館では、館内に設置した意見箱や貸出し・予約などの日常的な業務を通して利用者意見の把握に努めているが、市民満足度の向上を図るためには、アンケートなどにより、広く市民ニーズを把握し、市民の意見を反映した図書館運営を行うことが重要と考えられる。

図書館法第14条では、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」として「図書館協議会を置くことができる」としている。

については、当該協議会の設置の検討を含め、図書館運営に市民の意見を反映する具体的な方法や仕組みについて検討されたい。

第2 定期監査(テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」)

1 監査のテーマ

入札・契約制度及び検査事務の適正な運用

2 監査の対象及び範囲

主として平成15年4月1日から平成16年11月30日までに執行された上記テーマに関する事務について、次の局及び事業本部を対象に監査を行った。

(1) 横浜プロモーション推進事業本部

(2) 財政局

(3) 環境創造局

(4) 消防局

(5) 水道局

(6) 交通局

(7) 教育委員会事務局

(8) 選挙管理委員会事務局

(9) 人事委員会事務局

(10) 監査事務局

(11) 市会事務局

3 監査の期間

平成16年12月20日から平成17年5月20日まで

4 テーマ選定の理由

入札・契約事務及び検査事務の適正化や厳格な運用が求められている中、平成16年4月から工事契約を中心とした契約制度改革が実施されたことも踏まえ、「不正行為の防止」、「競争性・透明性の向上」及び「工事の質の確保」など、改革の目的が達成され市民に信頼される制度となっているのかどうか確認する必要がある。

また、これまでの定期監査においても、入札・契約及び検査事務について適正な事務手続を行うよう改善検討を数多く求めてきたところである。

このような状況を踏まえ、入札・契約制度及び検査事務の適正な運用を監査テーマとして選定し、これらの入札参加資格登録、公告、入札、契約締結、検査等の一連の契約事務について重点的な監査を行うこととした。

そこで、財政局、水道局及び交通局では契約制度の運用を中心に、その他の監査対象局では、局に委任された契約や選定委員会事務など局長権限での契約手続について監査

を実施した。

5 監査の方法

入札・契約事務及び検査事務が、適正かつ公平、公正に行われているかについて検証するため、次のような視点から監査を行った。また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

- (1) 入札・契約及び検査事務が、関係法令等に基づき、公平、公正かつ透明性の高い手続により、適正に行われているか。
- (2) 指名競争入札の指名は恣意的でなく、客観的な基準により適正に行われているか。
- (3) 随意契約の理由は関係法令等に基づき妥当であるか、手続は適正か。
- (4) 工事や委託業務の履行確認及び質の確保のため、適切に監督・検査が行われているか。また、成績が優良な者の優遇が適切に行われているか。
- (5) 上記事務を行う担当組織（者）及びチェック体制は必要・十分か。

6 入札・契約制度改革の概要

実施期日	名称等	入札制度の概要
平成16年4月1日以降の公告又は指名分から適用	工事の入札・契約制度改革 (工事契約)	談合等の不正行為に対する厳罰化 物品・委託契約も実施 (参加停止24か月、損害賠償額20%の規定) 「入札等監視委員会」設置と「談合通報110番」の開設 価格情報(予定価格、低入札調査基準価格、最低制限価格)の事前公表の試行 条件付一般競争入札を平成18年度までに段階的全面实施
平成16年8月10日以降の公告又は指名分から適用	横浜市低入札価格調査取扱要綱の改正等 (工事契約)	低入札価格調査資料の提出を入札時に義務付け 低入札落札候補者の辞退は入札参加停止措置
平成16年11月9日以降の公告又は指名分から適用	低入札価格調査制度の一部運用見直し (工事契約)	工事費内訳における失格基準を導入 下請け見積書の提出を義務付け 低入札落札は、前払金を請負代金額の4割から2割へ減額 低入札落札は、施工体制台帳の作成・提出を求める
平成17年4月1日以降の公告又は指名分から適用	公共工事の入札・契約制度の見直し (工事契約)	条件付一般競争入札を予定価格1,000万円以上に拡大 土木・建築の格付等級を2ランクから3ランクへ見直し 低入札調査基準価格・最低制限価格を事後公表に変更 詳細積算内訳の提出をすべての落札候補者に拡大
平成17年7月から実施予定	物品・委託の入札・契約制度の見直し (物品・委託契約)	移行可能な分野から順次公募型指名競争入札に移行 ・平成17年度は発注件数が多く、仕様内容等から移行しやすいものを中心に実施(7月以降順次実施) ・必要に応じ低入札価格調査制度を導入

7 監査の結果

対象とした局及び事業本部の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、「定期監査（工事関係）」において改善、検討を求める事項のうち、「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」に関する事項については、本結果に記載してある。

(1) 業者選定における競争性・透明性の向上を求めるもの

ア 単独随意契約を行っている委託業務について、一層の競争性の確保を求めるもの (環境創造局)

管きょ等の下水道施設の清掃により発生した汚砂等の処分については、資源の有効活用、廃棄物の減量化、環境への配慮等のため、金沢区内の中間処理施設に搬入し、再資源化処理等を行っている。

環境創造局では、この中間処理施設が横浜市下水道管理協同組合（以下「組合」という。）の所有であることや、市内全域を対象としているため多くの機材及び作業員を必要とすること等を理由に、下水道施設の保全委託業務全般について組合と単独随意契約を行ってきたところであるが、平成16年度から一部の保全業務について、競争入札を試行したところであるので、より一層競争性の確保を図られたい。

イ 消防設備点検業務委託の指名競争入札について改善を求めるもの（水道局）

「横浜市水道局物品・委託等に関する競争入札取扱要綱」（以下「要綱」という。）では、指名業者の選定に際しては指名が特定の有資格者に著しく偏ることがないようにしなければならないとしている。

そこで、消防設備点検業務委託の指名競争入札における指名業者の選定についてみたところ、一般競争入札有資格者名簿には市内業者で消防設備保守を第1順位の営業種目として登録されている業者が平成15年3月及び平成16年3月の時点において、それぞれ49社存在するにもかかわらず、平成15年度は31件の入札においてすべて同一の5社を選定しており、平成16年度においても30件の入札に同一の8社を選定していた。

については、消防設備点検業務委託の指名業者の選定に際しては、要綱の規定に基づき、指名が特定の業者に偏ることがないように改善されたい。

ウ 大型メータ据替作業等の契約方法について改善を求めるもの（水道局）

給水装置課では、「計量法」で定められた検定有効期間が満期となる市内一円の大型水道メータ（口径40mm～250mm）の据替作業及び実際には使われていない共同

住宅の親メータ（口径40mm～250mm）撤去作業について、委託により実施している。

委託業者については、メータが市内全域に点在しているという特殊性があること、水道利用者との作業方法や作業時期の調整が必要であること、また、時期的な作業量の変動に対応できる施行能力が求められることとの理由から横浜市管工事協同組合と単独随意契約を行っている。

しかし、作業実態をみると、組合員である2業者が水道利用者との調整などを行っており、組合でなくとも円滑な作業が可能と考えられるので、これらの業務委託については競争入札を導入するよう改められたい。

エ 配水管漏水修理工事等の契約方法について改善を求めるもの（水道局）

給水装置課では、年間を通じての市内一円の昼間の配水管の漏水、破裂及びき損に対応するため、配水管（口径150mm以下）漏水修理工事及び配水管（口径50mm以下）切り回し工事を発注している。

請負業者については、配水管の漏水、破裂及びき損については予測が困難であること及び市内全域の配水管の事故等に対して緊急時の施工体制の増強も含め、迅速に対応できる業者が他に存在しないことを理由に、横浜市管工事協同組合と単独随意契約を行っている。

しかし、契約内容をみると、組合員である業者を各営業所に日中待機させ、営業所所管区域内の事故等に際し迅速な対応が可能となっていること、近年漏水等件数が減少していること、営業所間の相互応援が水道局からの直接の指示により行われていること等から、市内一円を一括して組合と単独随意契約をすることが必要な状況は見受けられない。また、同種の夜間休日工事については、指名競争入札により業者を選定しているため、工事の発注に当たっては競争入札を導入するよう改められたい。

オ 配管図印刷の契約方法について改善を求めるもの（水道局）

縮尺1/10,000配管図印刷の契約についてみたところ、過去に効率が良く低価格で作成できる方法を発注者と共同で考案した業者と単独随意契約を行っていた。

しかし、共同で考案した方法には特許関係がないことなどから、業務内容が当該業者でなければ実施できない特段の理由は見受けられなかったため、競争入札を導入するよう改められたい。

カ 高速鉄道駅附帯業務の委託業務内容及び契約方法について一層の改善を求めるもの（交通局）

電車部営業課では、駅清掃業務（日常清掃及び32駅中17駅の定期清掃等）や広告

掲出・撤去業務など複数の業務を一括して高速鉄道駅附帯業務として単独随意契約により財団法人横浜市交通局協力会（以下「協力会」という。）に委託している。

随意契約理由をみると、駅業務の運営を損なうことなく業務を円滑に遂行するには交通局業務を十分に把握していることが求められること、経済的に有利であることなどから協力会と契約することとしている。

高速鉄道駅附帯業務については、その一部であった高速鉄道特殊清掃業務を平成13年度から指名競争入札とし、また、定期清掃業務についても平成15年度から段階的に指名競争入札を導入するなど、業務内容や契約方法の見直しを進めているところである。

しかし、高速鉄道特殊清掃業務や定期清掃業務以外の業務についても他の業者が対応できる業務があると考えられるので、更に業務内容を整理し、競争入札を導入するよう一層の改善を図られたい。

(2) 契約手続諸規程の趣旨を踏まえた適正な発注契約事務の実施を求めるもの

ア 下水処理場等における設備修理の契約手続について改善を求めるもの

（環境創造局）

下水処理場及び汚泥処理センター（現 水再生センター及び汚泥資源化センター）において、「横浜市下水道局下水処理場等規程」（以下「規程」という。）等を根拠として、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、100万円未満の設備修理について、下水処理場長及び汚泥処理センター長（以下「処理場長等」という。）の専決により局において契約締結事務を行っていた。

そこで、処理場長等の専決による設備修理の契約内容についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な手続に改めるとともに、規程等の厳正な取扱いを行うようチェック体制の強化を図られたい。

(ア) 「ブラインド修理」や「要員宿舍内装修理」など、緊急の必要性があるとは考えられないものが含まれていたもの

(イ) 「北部汚泥処理センター焼却設備2号炉計装用電源装置修理」等の設備修理において、業務着手から4か月近く経過後に契約締結されていたものや、業務完了が18日間延びたにもかかわらず、履行期限の延長を行わず、業務完了前に完了検査を行っていたもの

イ 消防用設備等保守点検契約について改善を求めるもの（教育委員会事務局）

施設管理課では、市内の小・中学校など518校に設置している消防用設備等の機能を確保するため、財団法人横浜市防災指導協会と消防用設備等保守点検委託契約（契約金額1億3,718万9,850円）を確定契約で締結している。また、当該契約は、

518校の学校職員に対する指導業務を統一的に実施できることなどを理由に、単独随意契約となっていた。

そこで、平成15年度の消防用設備等保守点検委託の内容をみたところ、次のようなものが見受けられた。

(ア) 消火栓ホース点検（契約金額 595万2,000円）は、契約書上は495校実施となっているが、実際は385校の実施であった。

(イ) 緊急保守点検（契約金額 249万6,000円）は、契約書上は現場での点検を104件実施となっているが、実際は現場での点検を208件、相談・問い合わせを66件実施していた。

これは、本契約書は前年度の実績に基づき作成しているものの、教育委員会事務局において、ホースの点検時期を十分に把握していないことと、緊急対応という業務の性質から件数の予測が困難な面があることが一因と考えられる。

については、教育委員会事務局においては、各学校における点検時期等を確実に把握するとともに、実際の点検結果を契約に反映するよう、確定契約から概算契約とし、精算を行うよう改められたい。

また、本業務は協会以外の業者においても実施可能と思われるので、契約締結に当たっては、競争入札を導入することについて検討されたい。

ウ 図書の購入に当たり、競争性を高めることを求めるもの（教育委員会事務局）

市立小・中学校では、図書室に書籍を備えるため、毎年度図書の購入などをしており、その際には、目録作成及び学校図書室用製本の業務（以下「目録作成等業務」という。）も併せて業者に依頼している。

そこで、各学校における図書購入に係る契約についてみたところ、監査対象とした学校のうち、中区以外の学校では、1件10万円以上の契約について、すべて同一の2者による見積合せを行い、定価から1円値引きした金額で業者が決定されていた。また、目録作成等業務の代金は、図書の定価に含まれていた。

については、図書の購入に当たり、目録作成等業務を分離し、見積合せの業者を増やし、競争性を高めるよう改善されたい。

エ 委託契約の適正化を求めるもの（教育委員会事務局）

小規模校が複数近接する地域では、地域の代表や学校関係者などからなる「小規模校再編検討委員会」を設置して学校統合の検討をしており、その内容などについて「小規模校再編検討委員会NEWS」を発行している。同検討委員会NEWSはA3版1枚で、検討委員会の開催ごとに教育委員会事務局で作成し必要部数を刷った後、二つ折り加工と配送の業務を委託している。

平成16年度は3地域で検討委員会が設置されており、それぞれ数回ずつ同検討委員会NEWSを発行しているが、発行の都度、二つ折り加工と配送の業務を委託しており、そのうち配送業務については、教育委員会事務局への配送も同様の単価で委託業務に含まれていた。また、業務内容は二つ折り加工及び配送という軽易な作業であったが、平成16年度の契約はすべて、営業種目が平版印刷及び特殊印刷である同一業者に対し発注していた。

については、同業務の発注に際しては、1回ごとの契約とせず、年間を通じた一括概算数量契約とするなど、効率的な契約方法となるよう改めるとともに、適切な営業種目の業者に発注されたい。また、教育委員会事務局への一括配送分については、単価を引き下げることなどにより、経費の削減に努められたい。

オ 自然教室等における輸送業務の契約事務等について改善を求めるもの

(教育委員会事務局)

市立中学校では、豊かな自然環境の中で規律ある集団宿泊生活や体験活動を行う自然教室を、また、小学校では同様に宿泊を伴う体験学習をそれぞれ実施している。

宿泊費等は児童・生徒の保護者負担であり、学校単位で旅行業者と契約している。また、宿泊先までのバス・電車による輸送経費については、公費負担(平成15年度は約3億7,000万円)とし、別途、教育委員会事務局が旅行業者に委託している。

平成16年度は、小中学校教育課において、中学校の自然教室については、業者選定委員会で選定された業者により入札等で、また、小学校の体験学習については、学校から推薦された2者以上の業者による見積合せにより、業者を決定していたが、次のようなものが見受けられた。

(ア) 宿泊施設については、施設確保の面から、自然教室等を実施する前年度に各学校で旅行業者に依頼し手配・予約を行い、当該旅行業者が旅行計画に関する概要書を作成するとともに、保護者の便宜を考えて宿泊費の分割支払の徴収事務を代行していたので、輸送業務に係る委託業者については、事業開始前に決定するなど契約事務手続を改善されたい。

(イ) 同じ宿泊先の学校に係るバスの輸送費を比較したところ、契約金額に最高2倍程度の差異が見受けられたが、これは、ある学校の往路と別の学校の復路が同一日となる契約の見積合せに同一業者が選定され、契約決定したことが原因と考えられる。

については、同じ宿泊先となる学校の宿泊日の決定に際しては、宿泊日決定の前に相互調整や情報交換を行う機会を設定されたい。

(ウ) 学校から宿泊先までの輸送手段として全部又は一部に電車を利用する場合、旅行業者に当該運賃に加えて手数料(最高18%)及び消費税を支払っていたが、各

学校が自ら資金前渡制度を活用した乗車券の購入を行うなど、手数料分の経費節減を図られたい。

《措置済事項》

カ 物品の購入等について適正かつ計画的に行うことを求めるもの

(教育委員会事務局)

教育委員会事務局における物品の購入等に係る契約事務についてみたところ、次のようなものが多数見受けられたので、物品の購入等に当たっては、分割発注することなく横浜市契約規則等を遵守して執行されたい。

なお、総務課は経理担当部署としての確認を、自らを含めて行われたい。

(ア) 総務課、小中学校教育課、スポーツ課、本町小学校、吉田小学校、寛政中学校及び南中学校において、物品の購入に当たり、契約金額を10万円未満の金額に分割するなどして単独随意契約により同一の業者へ発注していたもの

(イ) 西谷中学校及び寛政中学校において、物品の購入等に関する1件10万円以上の契約で、明確な理由がないにもかかわらず、単独随意契約を締結していたもの

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局では、物品購入等の契約において、10万円未満に分割して発注すること及び10万円以上で理由のない単独随意契約を行うことがないよう平成17年5月に各課及び各学校へ通知し、周知徹底を行うとともに、総務課においてより一層、契約手続の確認を行うこととした。

(3) 適正な検査や成績評定を活用した発注業務の品質の向上を求めるもの

ア 委託契約における成績評価の活用を求めるもの(財政局)

(意見)

財政局では、物品・委託契約について、平成17年度早期に移行可能な分野から順次公募型の入札に移行することなど、制度を見直し、透明性、競争性の向上及び公正な入札・契約制度を目指すこととしている。

そこで、見直しの視点の一つである「適正な品質の確保」に関する項目として、委託契約に関する検査及び評価についてみたところ、「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」に基づく委託業務に関する検査調書の評定区分は「優・良・可・不合格」となっているが、検査調書の評定が「可又は不合格」の場合には「指名停止等の措置」を行うことがあるとしているものの、「優」及び「良」については特段の定めがなく、事実上、合格又は不合格の判定の役割しか持っていないと考えられる。また、客観性や公正性確保の前提となる評価基準等が定められていない。

については、委託業務は履行の方法により品質が変動すること、成績の優れた業者

を適切に評価することは発注業務の品質向上に役立つことから、公正な成績評価を行うため、可能なものから順次、評価基準等を定め、成績評価の活用方法を検討されたい。

イ 指名業者の選定において成績評定をより一層活用するよう検討を求めるもの

(環境創造局)

(意見)

環境創造局では、委託業者の選定を公平かつ適正に実施するため、「環境創造局委託業務事務処理要領」(以下「要領」という。)に基づき、設計業務などの指名競争入札の指名業者を、委託業者選定委員会で選定している。要領では、業者の選定に当たっては成績優秀業者を優先して選定することができるとしている。

そこで、平成15年度の指名競争入札の契約状況及び平成16年度の選定状況をみたところ、平成15年度の成績評定及び平成16年度の直近の成績評定が、ともに「優」の業者の選定回数は22回であり、ともに「良」の業者の選定回数は23回と、成績による選定回数の差はほとんど見られなかった。

ついては、業者選定に当たっては、業者の成績をより一層活用するよう検討されたい。

《措置済事項》

ウ 工事成績評定を厳正に行うよう求めるもの(環境創造局及び交通局)

工事完成検査における工事成績については、「横浜市請負工事検査事務取扱要綱」や「工事成績評定基準」(以下「評定基準」という。)などに基づき、技術検査員や担当監督員等の評定者が工事の施工状況などを厳正に評定し、その結果を公表することとしている。

また、工事成績が良好な受注者は入札参加や指名選定において優遇されており、粗雑に施工したと認められる受注者は入札への参加が一定期間停止されるなど、工事成績により受注機会に差を設けている。

そこで、環境創造局及び交通局における工事成績の評定をみたところ、評価漏れや評価対象項目の選定間違いなどがあった。

ついては、契約の履行や受注者の選定などの適正な確保を図るため、工事成績の評定を厳正に行うよう、評定基準の運用マニュアルを作成し、評定者にその重要性を含め周知徹底するとともに、チェックの充実を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

(ア) 環境創造局

環境創造局では、平成17年4月に「工事成績評定基準の検算について」を各所

属長あて通知し、採点后、主任監督員が検算することにより、チェック体制の強化を図った。また、同月に関係係長に対し、間違いを繰り返さないよう内容の説明を行い、同年5月に運用マニュアルを作成し、周知徹底を図った。

(イ) 交通局

交通局では、工事成績の評定を適正に行うため、平成17年4月に「工事成績評定の適正な実施について」を工事担当課長あて通知するとともに、同月に土木、建築、設備の工事編ごとに「運用の手引書」を作成し、係長及び職員への研修を行い周知徹底を図った。また、採点后、主任監督員が検算することとし、チェック体制の強化を図った。

エ 燃料費について適正な検査を行った上で支出することを求めるもの（消防局）

各消防署では、消防団が消防活動等に使用する車両等の燃料費について、数量概算契約を締結して執行している。

「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」等によると、ガソリンなどを分割して納入する場合や納入場所が複数の場合は、契約の相手方から納入の都度、納入場所ごとの納品書を徴し、数量を正確に把握した上で検査を行うこととされている。

そこで、これらの燃料費の検査事務についてみたところ、次のような事例が見受けられたので、今後は、「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」等に基づく適正な検査を行った上で、支出するよう改められたい。

(ア) 泉消防署、磯子消防署において、一部の消防団が使用する車両等の燃料について、納品車両が記載されていないなど記載内容が不十分な納品書によって検査を行っていたもの

(イ) 金沢消防署においては、一部の消防団が使用する車両等の燃料について、納品書を徴していなかったもの

【対象局が講じた改善内容】

消防局では、適正な検査を行った上で支出するよう、平成17年4月に各所属長あて通知するとともに、消防団事務担当者会議等で指導し、周知徹底を行った。

(4) 入札・契約制度の一層の充実に向けた取組を求めるもの

ア 入札等監視委員会の審議の一層の充実に求めるもの（財政局）

財政局では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成16年度に「横浜市入札等監視委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。「横浜市入札等監視委員会設置要綱」及び「同委員会運営要領」によると、本市、水道局及び交通局が発注した工事のうち、原則として入札方式ごとに1件以上

の委員会が抽出指定した工事に関し審議を行うこととされている。

そこで、原則年4回開催とされるこの委員会の審議活動についてみたところ、平成16年度に開催された委員会での抽出数は入札方式ごとに1件又は2件であり、水道局及び交通局の随意契約は1件も抽出されておらず、直近の第4回では本市の条件付一般競争入札の執行件数229件に対して1件（抽出率0.4%）、指名競争入札は601件に対して2件（同0.3%）、随意契約は99件に対して1件（同1.0%）であった。

については、不正行為の防止や発注者の入札・契約手続の恣意的行為監視のために、多くの事例を確認・検証することが望ましいと考えられるため、抽出数を増加するとともに、必要に応じて審議回数の拡充を検討するなど、審議の一層の充実を図られたい。

イ 多様な入札方式の導入に向けた検討を求めるもの（財政局）

（意見）

平成15年12月の横浜市入札・契約制度改革検討委員会の答申では、「多様な入札方式の採用」として、技術力が活かされ、談合を誘発しにくく、競争性を向上させる方式として、入札段階で施工方法等の技術提案を受ける「入札時VE（バリュー・エンジニアリング）方式」、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決める「総合評価方式」、設計と施工を一括して発注する「設計・施工一括方式」等の採用を検討すべきとされた。そのうち「入札時VE方式」については平成16年度から試行実施されたが、他の2方式については具体化のための検討は現在のところ行われていない。

については、工事契約における多様な入札方式として「総合評価方式」及び「設計・施工一括方式」の導入について、関係局とも連絡・調整しながら、早期に具体的な検討を進められたい。

8 まとめ

本市では、入札・契約制度の抜本的な改革を進めるため、平成15年8月に横浜市入札・契約制度改革検討委員会に「談合や入札に係る不祥事等の防止を第一とし、入札における競争性・透明性の向上や工事の質の確保、さらには、市内企業の活性化など」について今後の入札・契約制度の改革の指針とするため、様々な角度から検討するよう諮問し、平成15年12月に「入札・契約制度改革の提言」が答申された。

この答申を踏まえて、本市では平成16年度から「工事の入札・契約制度改革」を実施した。主な改革の内容は、談合等の不正行為に対する厳罰化、入札等監視委員会の設置、価格情報の事前公表の試行、一般競争入札及び低入札価格調査制度の段階的全面实施な

どとなっている。

また、平成16年度の制度改革は工事契約を中心に行われ、物品・委託契約については平成17年度の早期に制度見直しを予定するなど、引き続き制度改革を進めているところである。

今回の監査結果では、指名競争入札での指名が偏っていたもの、合理的な理由なく単独随意契約を行っていたもの、十分な検査確認を行わず支出していたものなどについて改善を求めるとともに、入札等監視委員会の審議の一層の充実などを求めた。

については、今回改善を求めた事項も含め、職員一人一人が改革の趣旨を十分に踏まえ、適正に契約事務を執行するよう努められたい。また、今後とも、市内企業の活性化にも配慮しつつ、競争性・透明性等の向上を図るため、入札・契約制度の改革を一層進めるとともに、検査事務・成績評価の充実に向けた改善を図ることを要望する。

第3 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成15年4月1日から平成16年11月30日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局を対象に監査を行った。

(1) 工事全般について実施した局

ア 環境創造局

イ 交通局

監査対象工事及び監査実施工事

監査対象局	監 査 対 象 工 事		監 査 実 施 工 事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額(契約)	件 数	工事金額(契約)
環 境 創 造 局	3,165件	1,734億5,640万2,909円	169件	217億9,354万8,042円
交 通 局	643件	1,275億5,972万9,440円	58件	446億5,690万2,086円
計	3,808件	3,010億1,613万2,349円	227件	664億5,045万 128円

主な監査実施工事は次のとおりである。

ア 環境創造局

栄第二下水処理場水処理施設（第四期）築造工事（その3）、磯子第二ポンプ場雨水滞水池（第一期）築造工事（その4）、中部処理区関内地区下水道再整備工事（その5）、西部処理区和泉地区下水道整備工事（その168）、都筑処理区旭区内雨水浸透施設設置工事（その7）、公共下水道施設保全委託及び神奈川下水処理場オゾン設備保守点検業務委託

イ 交通局

高速鉄道4号線川和車両基地工区土木工事、高速鉄道4号線葛が谷駅工区土木工事、高速鉄道4号線日吉本町駅工区土木工事、伊勢佐木長者町駅ホーム対向壁更新工事、上大岡B地区再開発の連絡通路設置に伴う上大岡駅改良工事（建築）、横浜駅ほか3駅防煙防火シャッター設置その他工事、高速鉄道4号線建設発生土鉄道輸送業務その2及びあざみ野駅他12カ所昇降機保守委託

(2) 工事関係のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する工事について実施した局

ア 福祉局（社会福祉法人すみなす会）

2 監査の期間

平成16年12月20日から平成17年5月20日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査等により実施した。また、平成14年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が本格施行されたことを踏まえて、「環境負荷の低減」の観点からも監査を実施した。

4 監査の結果

対象とした各局の工事は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

『環境創造局及び交通局』

(1) 公共下水道施設保全委託について改善を求めるもの（環境創造局）

環境創造局は、下水道管内の流水の支障となる堆積物等を除去するため、下水道管などの公共下水道施設の清掃を委託業務により実施している。平成15年度は上半期、下半期の2回に分けて発注しており、委託金額は約16億円となっている。

環境創造局は、概算契約書において管径別・閉塞率別（堆積物の高さ÷管の内径×100%）の清掃単価を明示し、清掃実績に基づき、業務委託費を支払っている。委託業務の監督と検査については、各土木事務所の職員が清掃箇所を指示し、清掃後に受託業者から提出された管径別・閉塞率別の清掃実績と清掃費が記載された出来形内訳書等を写真等で検査し、その後、環境創造局の職員が受託業者から全土木事務所の出来形内訳書等をまとめて受け取り、市内全域の業務を検査しているとのことであった。

そこで、平成15年度上半期中土木事務所管内の公共下水道施設保全委託業務による下水道管の清掃状況を確認するため、受託業者が検査時に提出した清掃前後の下水道管内の状況を撮影した写真をみたところ、照明が十分でないことなどにより、清掃前後の管内の堆積物等の状況が確認できない写真が一部見受けられた。また、監督員の現場立会いも十分には実施されていなかった。

については、今後、業務完了後に履行状況を検査するには、清掃前後の管内の状況を撮影した写真が重要であることから、受託業者に適正に撮影した写真の提出を求めるよう改められたい。また、監督員による履行確認等の現場立会いを十分実施されたい。

なお、現在、契約書に明示されている閉塞率5%区分（実質閉塞率2.5～7.5%、管径25cmで0.6～1.8cm）の清掃単価を適用していないが、閉塞率10%区分（実質閉塞率7.5～12.5%、管径25cmで1.8～3.1cm）で実施した清掃延長が92%となっているので、

清掃実績を適正に把握し、同単価の適用を検討されたい。

(意見)

市内全域において、閉塞率10%区分の清掃延長は全体の98%となっていた。

については、今後、過去の清掃実績や既設管調査結果などをより一層活用し、管の老朽度、堆積、調理用油の付着の状況等を十分把握することなどにより、各土木事務所がより効率的、効果的な清掃箇所を選定できるよう、調整を図られたい。

(2) 工事施行協定に基づく工事費負担について、年度ごとの妥当性を把握するよう求めるもの(交通局)

高速鉄道4号線日吉駅建設事業は、東急東横線日吉駅の直下に位置するため、東急東横線の安全運行などの調整を図ることが必要なことから、土木工事については、東京急行電鉄株式会社と工事施行協定を締結した上で、概算総額約215億円の全額を交通局が負担し、東京急行電鉄株式会社が平成13年～平成19年に施行するとしている。

交通局は、年度ごとの工事費等については、年度当初に概算数量や費用の内訳表に基づき予納し、年度末に決算報告書の提出を受けて、予納金の過不足が生じた場合は、年度末の請求等により処理できるとしている。

そこで、平成15年度決算報告書等における工事費等の内訳表をみたところ、工事費については、掘削工事や調査工事などの工種ごとの金額は示されていたが、掘削工事を構成する掘削工や処分費など、また、調査工事を構成する路面変状調査工や土留壁計測工などの数量や金額が明示されていなかった。また、事務費については、人数などが明示されていなかった。その結果、工事費等の内訳表の妥当性までは把握することができなかった。

については、事業全体の工事費等の総額は、工事しゅん工後に精算するとしているが、当該事業における工事費等の一層の透明性を確保し、年度ごとに負担している工事費等の妥当性を把握するため、工事費については、工種を構成する工事ごとの数量や金額を確認し、また、事務費については、人数などを確認するよう改められたい。

(3) ハマレンガ事業の継続について、採算性などにも十分考慮するよう求めるもの

(環境創造局)

(意見)

資源を有効利用し環境の負荷を低減する循環型社会を目指し、下水道の処理システムから排出される汚泥焼却灰は、セメント原材料や良質な埋め戻し用の改良土、ハマレンガなどに有効利用されており、平成16年度には汚泥焼却灰の有効利用率100%を達成した。

このうち、ハマレンガ事業は、資源の有効利用とともに下水道事業のPRも図るこ

とを目的として、施設建設費約36億円をかけて平成7年度から生産を開始し、舗装や園芸などの資材として販売する予定としていた。

しかし、年平均販売量は当初予定の約66%（約59万個）と需要が低迷し、また、施設の老朽化により修繕や更新費用が多額となっていることなどから、平成17年度から当分の間、製造を休止することとなった。

今後は、民間事業者による技術開発を進め、当該施設での製造を検討するなど、事業の継続に努力するとしている。

については、ハマレンガ事業の継続については、資源の有効利用やPR効果とともに、採算性などにも十分考慮した上で決定されたい。

《措置済事項》

(4) 「建設リサイクル法」に基づき適正な手続を行うよう求めるもの

(環境創造局及び交通局)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、コンクリート、アスファルトコンクリート等の特定建設資材廃棄物が発生する工事においては、同廃棄物の種類、処分先などの処分方法を明示した書類を契約書に添付し、また、これらの廃棄物の種類や処分先を変更する場合には、明示内容を変更した書類(以下「変更書類」という。)を変更契約書に添付することとされている。

そこで、環境創造局の「磯子第二ポンプ場雨水滞水池(第一期)築造工事(その4)」など52件の工事をみたところ、1件で契約書に明示されていないアスファルトコンクリートを処分し、1件で契約書に明示されていない処分先へコンクリートを処分していた。また、交通局の「伊勢佐木長者町駅ホーム対向壁更新工事」など20件の工事をみたところ、1件で契約書に明示されていない処分先へコンクリートを処分していたが、いずれの場合も変更書類を変更契約書に添付していなかった。

については、特定建設資材廃棄物の種類や処分先を変更する場合には、建設リサイクル法を遵守し、変更書類を変更契約書に添付するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

ア 環境創造局

環境創造局では、平成17年4月に建設リサイクル法に基づき変更手続を適正に行うよう、設計・工事担当課の所属長に通知するとともに、設計・工事担当課にて手続の説明を行うなど周知徹底を図った。

イ 交通局

交通局では、平成17年4月に建設リサイクル法に基づき変更手続を適正に行うよう、工事担当課長に通知するとともに、工事担当係長及び職員に対し研修を行い周

知徹底を図った。

(5) 業務委託の見積の査定方法について、適切な基準を定めるよう求めるもの

(環境創造局)

環境創造局では、標準歩掛表が適用できない業務委託については、業者から徴収した見積を査定して設計金額を積算している。

そこで、神奈川下水処理場オゾン設備保守点検業務委託など8件について、内訳書にある保守点検費などをみたところ、見積金額と同額としているものや一定の率を掛けているものなど、見積の査定方法が異なっていた。

については、適正な設計金額を積算するために、業務委託における見積の査定方法について、工事の積算基準で定めた見積の査定方法を参考にして、適切な基準を定めるよう改善を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

環境創造局では、平成17年5月に、業務委託の見積の査定方法について土木事業及び設備事業の特性にあった基準を定め、設計担当課長あてに通知し、同基準の周知徹底を図った。

(6) 適正な契約変更及び施工の指示等を行うよう求めるもの(環境創造局)

土木事務所の発注工事において次のような事例があったので改善されたい。

ア 泉土木事務所において、緊急対応の下水道修繕工事等で、契約時の数量と完成した数量との間に増減が生じており、契約変更すべきところ、契約金額に変更がないとの理由により行っていないものが2件あったので、適正に契約変更するよう改められたい。

イ 金沢土木事務所において、河川区域内を維持するための河川管理費で、河川区域外の水路敷きのU字側溝整備等を行っていたものが1件あったので、今後は、水路に関する工事については、水路整備費により実施するよう周知徹底を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

環境創造局では、平成17年4月に下水道・公園係長会議において、適正な契約変更の実施と、原則として緊急補修工事等でも予算科目に沿った執行を行うことを周知徹底し、また、金沢及び泉土木事務所においても、係会議で適正に執行するよう周知徹底を図った。

(7) 浸透適地での雨水浸透ます等の重要性について、周知徹底を求めるもの

(環境創造局)

環境創造局では、水環境の保全・創造のため、総合的な治水対策の一環として流域

全体の雨水流出抑制対策を実施している。その対策の一つとして、地下水量の復元効果のある、浸透機能をもつ雨水浸透ます等の設置などを推進している。

そこで、「西部処理区和泉地区下水道整備工事（その168）」など、雨水浸透ます等の採用が可能な浸透適地での工事6件をみたところ、雨水浸透ます等の設置を土地所有者に働きかけなかったものが2件、土地所有者に働きかけたが承諾が得られず、一部設置できなかったものが1件あった。

については、雨水浸透ます等の設置の重要性について、設計担当者等に周知徹底されたい。また、積極的に市民にPRと説明を行い、理解と協力を得られるよう努められたい。

【対象局が講じた改善内容】

環境創造局では、平成17年5月に、雨水浸透ます設置の重要性を職員が認識すること並びに設計及び施工の際に市民の理解と協力を得られるよう必ず説明を行うことについて、設計・工事担当課の所属長に通知して、周知徹底を図った。また、平成17年度から、新たに、土木事務所で浸透適地の地図を配布して広報するとともに、モデル3区の個人住宅用雨水浸透ますの支給制度を定めた。

(8) 交通整理員の人数などについて、施工条件として設計図書に明示するよう求めるもの（交通局）

土木工事における交通安全対策のための交通整理員については、旧建設省の「施工条件の明示について」の通達などにより、配置する人数又は配置の考え方等を、施工条件として設計図書に明示する必要があるとされている。

そこで、「高速鉄道4号線葛が谷駅工区土木工事」など9件をみたところ、積算では配置する交通整理員の人数を適正に計上していたが、この内の6件については、設計図書に交通整理員の人数又は配置の考え方を明示していなかった。

については、安全対策は工事施工上極めて重要であることから、交通整理員の人数又は配置の考え方等は、施工条件として設計図書に明示するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

交通局では、平成17年4月に「土木工事における交通整理員の契約図書での施工条件明示について（通知）」を工事担当課長あて送付し、交通整理員の人数又は配置の考え方等については、設計図書に施工条件として明示するよう改めた。

(9) 現場施工体制の適正な点検を行うよう求めるもの（交通局）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」によると、下請契約の総額が3,000万円（建築一式工事にあっては、4,500万円）以上の工事については、元請負業者から提出された施工体制台帳の記載内容と、工事現場の施工体制が合致してい

るかどうかを、発注者が点検することが義務付けられている。本市では、建設業法により工事現場に専任の主任技術者又は監理技術者を配置する請負金額2,500万円（建築一式工事にあつては、5,000万円）以上の工事において、「工事現場等における施工体制の点検要領」（以下「要領」という。）を定め、本市監督員が点検作業を行い、その結果を要領に定める「工事現場における施工体制の把握表」に記入し、不適切な点があつた場合は、必要な措置を講じることになっている。

そこで、「上大岡B地区再開発の連絡通路設置に伴う上大岡駅改良工事（建築）」など26件の現場施工体制の点検状況をみたところ、一部の点検作業は確認できたが、「工事現場における施工体制の把握表」を監督員が作成していない工事が5件あつた。

については、現場施工体制の点検は、公共工事の適正な施工を確保するとともに、専任監理技術者等の把握及び一括下請負等不正行為の排除を徹底するために重要であるので、要領に基づく点検作業を適正に行うとともに監督員への点検作業の重要性を周知徹底されたい。

【対象局が講じた改善内容】

交通局では、平成17年4月に要領に基づく点検作業を適正に行うとともに、監督員への点検作業の重要性の周知徹底を図るよう、工事担当課長に通知し、工事担当係長及び職員に対し研修を行った。

平成16年度第2回定期監査（テーマ監査「入札・契約制度及び検査事務の適正な運用」）に記載した、工事関係監査に関する事項（項目のみ再掲）

環境創造局（意見）

指名業者の選定において成績評定をより一層活用するよう検討を求めるもの

（26ページ）

環境創造局及び交通局

工事成績評定を厳正に行うよう求めるもの（26ページ）